



社労士の

永江社会保険労務士事務所

永江啓一郎

ミニポケット



従業員が60歳の定年をむかえましたが再雇用を希望しています。  
どのようにしたらよいでしょうか？

平成25年4月1日の改正高年齢雇用安定法の施行により、事業主は定年退職した者が希望した場合、65歳までの継続雇用する制度を導入しなければならないこととなりました。あくまでも再雇用ですので、定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示して合意が得られれば再雇用となります。

#### 再雇用時の手続きについて

社会保険・・・ 定年時に資格喪失、再雇用時に資格取得し、すぐに標準報酬月額が変更となり保険料が変更になります。

雇用保険・・・ 再雇用後の賃金が60歳時点の賃金と比較して75%未満となる場合は高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができます。